

### 1. 大学での生活

#### 1) 学籍番号

入学と同時に、学生ごとに固有の学籍番号が与えられます。この学籍番号は、本学が交付する学生証の番号でもあり、在籍中変わりありません。

学籍番号は、試験を受けるとき、図書館を利用するとき、学割発行や通学定期券購入のときなど、あらゆる手続きに必要となりますので、正確に記載してください。

〈学籍番号 (6桁) のしくみ〉

① ② ③

- ①入学年度を表す。ただし、編入学、再入学、転学部・転学科した学生は学則適用年度を表しています（西暦の下二桁）。
- ②学部を表す。教育学部はe、看護学部はnです。
- ③個人番号を表します。

#### 2) 学生証

- (1) 学生証は、本学に在籍の学生であることを証明するものですので、常に携帯し求められる時はいつでも提示しなければなりません。
- (2) 図書館利用や試験などの場合は、学生証を提示しなければなりません。
- (3) 学生証を紛失した時は、学生課に直ちに届け出て、再発行の手続きしてください。
- (4) 学生証の記載内容に変更が生じた場合は、再発行の手続きをしてください。
- (5) 学生証の有効期間を経過した時は、再発行の手続きをしてください。
- (6) 卒業または退学等によって、学籍を離れた時には、直ちに学生課に返還してください。

#### 3) 身上異動

入学手続き時に届け出た現住所や保証人に以下の様な変更があった場合は、すみやかに学生課へ届け出てください。届け出を忘れると、重要な連絡が伝わりません。

学納金振込用紙などは、保証人宛に送られます。保証人住所に変更があった場合も、必ず届け出てください。

- (1) 本人の現住所・電話番号の変更
- (2) 戸籍上の変更（改姓・家族の死亡等）
- (3) 保証人の変更
- (4) 保証人の住所・電話番号の変更

### 4) 通学証明書

- (1) 通学証明書は、通学定期券を購入する際に必要です。
- (2) 通学証明書は、原則として毎年4月に交付し、その後1年間有効です。
- (3) 下記のことが生じた場合、通学証明書発行願に記入し、学生課へ提出してください。
  - ①紛失
  - ②転居
  - ③通学経路変更
  - ④その他

※①以外の理由で発行を希望する場合は、使用中の通学証明書の提出が必要です。

- (4) 通学区間は、居住地最寄り駅と学校最寄り駅との相互間（最短距離）です。
- (5) 通学証明書の裏面に記載されている使用上の注意事項を厳守してください。

### 5) 実習用通学定期証明書

- (1) 実習用通学定期券は、実習先に通学するための定期券で希望者に交付します。
- (2) 実習用通学定期券は、本学においてとりまとめ各交通会社へ申請手続きを行うため、実習開始1ヶ月前までに申し込みを行う必要があります。
- (3) 申し込み方法については、別途案内します。

### 6) 学割証（学生・生徒旅客運賃割引証）

- (1) 学割証は片道乗車区間の距離が100kmを越えて旅行する場合に限り使用できます。
- (2) 学割証の発行を希望する場合は、学割証発行願に必要事項を記入し、学生課へ提出してください。発行は証明書の発行に準ずるものとし、交付の際は学生証を提示してください。
- (3) 学割証の1か年における一人当たりの発行枚数は原則として10枚までとします。ただし、同時に交付請求できる枚数は原則2枚までとします。なお、2枚以上必要な場合は申し出てください。
- (4) 学割証は記名本人に限り使用できます。学割証の裏面に記載されている使用上の注意を厳守してください。

## V 学生生活

### 7) 諸届願・各種証明書

#### (1) 諸届願

ホームページの諸届願から書式をダウンロードして手続きをしてください。

##### ①取扱時間

月曜日～金曜日 8:45～17:00

※春季・夏季・冬季休業中の事務取り扱いは別途定めます。

※土曜日は、授業が開講される日のみ取扱いします。

##### ②書類の提出先あるいは取扱部署

#### 【学生生活に関する届・願】

各種届・願	提出先
休学願	教務課
退学願	
復学願	
転学部願	
再入学願	
留学届	
課外活動願	学生課
身上異動届	
自転車通学許可願	
奨学金	
国外旅行届	
盗難・遺失物・拾得物届	V学生生活6)各施設利用を参照して下さい。
施設使用願	

#### 【学業・成績に関する届・願】

各種届・願	提出先
公欠届	教務課
追試験受験願	
再試験受験願	
成績照会願	

(2) 各種証明書

各種証明書等の発行にあたっては、各取扱部署で手続きを行ってください。

①受取・取扱時間

午前申込→翌日 14:20 以降（受け取りは窓口のみ）

午後申込→翌々日以降（受け取りは窓口のみ）

②申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、提出すること。

証 明 書 類	手数料	取扱部署
在 学 証 明 書 ※	300 円	教務課
在 籍 証 明 書 ※		
卒 業 証 明 書 ※		
卒 業 見 込 証 明 書 ※		
成 績 証 明 書 ※		
単 位 修 得 証 明 書		
単 位 修 得 見 込 証 明 書		
免 許 状 修 得 見 込 証 明 書		
保 育 士 資 格 取 得 見 込 証 名 書		
社 会 福 祉 主 事 任 用 資 格 取 得 見 込 証 明 書		
健 康 診 断 書	500 円	学生課
学 力 に 関 す る 証 明 書 (教員免許申請に関する証明書)		
保 育 士 試 験 免 除 科 目 証 明 書		
英 文 書 類 (※のみ対応可)	無 料	学生課
学 生 証 (再発行)		
通 学 証 明 書		
学 生 運 賃 割 引 証 (学割証)		

※の証明書については、英文書類として作成可能です。

## V 学生生活

### 8) 学生ロッカーについて

本学では、全学生に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次のことに注意してください。

- (1) 盗難防止のために必ず施錠してください。
- (2) 現金や貴重品は学生ロッカーに入れしないでください。
- (3) ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外は使用することはできません。他の学生にロッカーを貸すこともできません。違反して使用しているロッカーについては、錠を切断して中身を取り出します。
- (4) 鍵の紛失等によりロッカーを開けることができなくなった場合は、学生課に連絡すること。再交付の費用は個人負担です。
- (5) 卒業後のロッカーは次年度の新入生に貸与するため、シール等を貼ったりせず、きれいに使用してください。
- (6) ロッカーの上に私物を置かないでください。
- (7) 更衣場所については、別途指定します。(教育学部のみ)

### 9) 課外活動

大学は正課授業を通じ、学問から知識を獲得することや思考の方法、学問を成り立たせている考え方を学ぶだけでなく、課外活動を通して創造性、自主性、社会性を培い、人間性の豊かな人格を形成するところでもあります。

したがって、正課の授業はもちろん、文化、スポーツ、ボランティア等に積極的に取り組むことが重要です。学生の皆さんが、積極的にサークル等の課外活動に参加することを期待します。

#### (1) 学生会

本学では、全学生で構成する「大阪信愛学院大学学生会」が中心となり、自主的にさまざまな課外活動を行います。

##### ①自治委員会

大阪信愛学院大学の全学生により組織され、学生の権利と責任に基づき、学生の生活や大学の学問・研究の自由を守るとともに、学生の自主的・民主的な学術・スポーツ活動の発展を促進する活動を行います。最高議決機関である学生総会、学生総会と自治委員会の決定事項を行う執行委員会、学生総会に準ずる議決機関である自治委員会、から構成されています。

##### ②大学祭実行委員会

毎年11月に開催される「大学祭」の企画・運営を行う組織です。実行委員はイベントの目的や構成、実施運営について、大学側や、地域、企業との連携を保ちながら企画を推進していきます。

##### ③クラブ・サークル連盟

学生会のもとで、クラブ・サークル活動を支援する組織です。

#### (2) クラブ・サークル活動

新しい大学ですので、クラブ・サークルを設立したい場合は、自治委員会での手続きが必要です。学生課に申し出てください。

## V 学生生活

### 10) 授業料等の納付

#### (1) 授業料等の納期

前期分 4月30日

後期分 10月30日

#### ・納付方法

授業料等は、前期・後期とも銀行振込により納付してください。

#### (2) 授業料

学部	授業料	教育充実費	施設設備費	実習費	計
教育学部1年後期	440,000円	30,000円	100,000円		570,000円
教育学部2年次以降	880,000円	60,000円	180,000円		1,120,000円
看護学部1年前期	570,000円	30,000円	150,000円		750,000円
看護学部1年後期	570,000円	30,000円	150,000円	80,000円	830,000円
看護学部2年次以降	1,140,000円	60,000円	250,000円	250,000円	1,700,000円

#### (3) 諸費

区分	学生会費	教育会入会金	教育会年会費	学生保険料	計
教育学部1年後期					
教育学部2年次以降	5,000円		16,800円		21,800円
看護学部1年前期	5,000円	15,000円	16,800円	4,720円	41,520円
看護学部1年後期					
看護学部2年次以降	5,000円		16,800円		21,800円

## V 学生生活

### 11) 奨学金制度・保険制度

#### (1) 奨学金制度

主な奨学金制度は下記のとおりです。他の奨学金等の詳細については、大学ホームページ、ガイダンスでお知らせします。

名称	奨学金額	受給資格
育英奨学金(100周年記念奨学金)【給付】【貸与】	授業料年間相当額以内	入学後の家計の急変により。学費の支弁が困難な者。
「安悦子・安在祐」奨学金【給付】	授業料年間相当額以内	入学後の家計の急変により。学費の支弁が困難な者。
大阪信愛 125 周年記念奨学金【給付】	年間授業料半額相当額	低所得世帯で就学困難な者。
幼きイエズス修道会・アンティエ奨学金【給付】	年額 300,000 円	カトリック信徒で学資の負担が困難な者。
レーヌ・アンティエ奨学金	年額 200,000 円	入学後の学業成績、生活態度が優秀な者。

#### (2) 保険制度

##### ①学生教育研究災害傷害保険（学研災）通学特約あり

在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体の傷害を被った場合に保険金が支払われます。また、住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

※「病気」はこの保険の対象となりません。なお、補償充実のため、任意保険を案内しています。

教育研究活動中とは、次の通りです。

ア 正課中

イ 学校行事に参加している間

ウ アあるいはイ以外で学校施設内にいる間

エ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）中

##### ②学研災付帯賠償責任保険

日本国内外において学生が、正課、学校行事中、課外活動又はその往復において、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。



## V 学生生活

### ③接触感染予防保険金支払特約（看護学部のみ）

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。

上記①及び②の保険は、全員加入し、③は看護学部の学生全員が加入しています。事故に際しては、直ちに、学生課に届け出てください。

※詳細は、入学時に配布される「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

2. 学生生活上の基本事項及び留意事項

1) チューター制度

本学では学生生活を円滑に送るためにチューター制度をとっています。  
 学生ごとにチューター(教員)がつき、勉強はもちろん、進路や大学生活全般に至るまで、あらゆる面でアドバイスを受けられます。  
 入学時、前期・後期定期試験後に定期面談があります。それ以外でも何か困った時には、まずは気軽にチューターに相談してみましょう。

2) 行事

本学で行われる行事は本学の教育方針に対する理解を深め、一層の自己啓発に励むことを目的としています。学生と教職員が力を合わせ、全学をあげて行事に取り組むことにより、意義深いものを体得することができます。卒業後の社会において使命を果たすことができる資質を養うため、組織の中で自己をみがく機会を設けています。

(1) 宗教行事

キリストの教え(建学の精神)に基づいて教育を行っている本学では、教育の一環として、次の宗教行事を行います。

- 「入学感謝の祈り」、「クリスマスのミサ」、「看護学部実習前の祈り」
- 「看護師国家試験前の祈り」、「卒業感謝の祈り」

(2) 大学祭

大学祭は、創造性、自主性、および協力奉仕の精神を養う場として設けられています。

3) 大学からの連絡・お知らせ

(1) Campus Plan・WebClass

学生への連絡については、下記のとおり通知します。

Campus Plan	WebClass
学生生活全般のお知らせ 大学からの事務連絡  <b>【主なお知らせ内容】</b> ・休講、補講    ・履修登録関係 ・奨学金関係    ・試験の時間割 ・学生個別連絡	授業内容に関するお知らせ 授業支援システムとして使用 (学習サポートシステム)  <b>【主なお知らせ内容】</b> ・授業に関する資料、教材の配付 ・授業に関する提出物のお知らせ 等

(2) 電話

緊急の場合は、自宅または携帯電話に連絡します。

## V 学生生活

### 4) 登下校

- (1) 学内への出入りは原則として大学1号館は東門（カリヨンタワー門）や西門、大学2号館は正面玄関を使用してください。
- (2) 各門の開門時間帯は次の通りです。※変更については事前にお知らせします。

#### 大学1号館

	月曜日から金曜日	土・日・祝・休暇中
東門 (カリヨンタワー門)	7:00～20:30 19:00～20:30 (イン ターフォン対応)	土 7:00～20:30 日・祝等 閉門
西門	7:00～20:30	7:00～20:30

#### 大学2号館

	月曜日から金曜日	土・日・祝・休暇中
正面玄関	8:00～20:30	
西通用口		土 8:00～20:30 日・祝等 閉門

### 5) キャンパスマナー

本学学生としての自覚と見識をもってお互いが気持ちよく快適に過ごせるように、モラルとマナーの向上に努めましょう。

詳しくは、「大阪信愛学院大学 キャンパスマナーBOOK」を参照してください。

#### (1) 通学路・通行マナー

大学周辺は、住宅街となっているので、他の歩行者の迷惑にならないよう通行してください。自転車で通学する場合は、周囲をよく見渡し、自動車と歩行者と事故を起こすことがないように安全運転を心がけてください。

#### (2) 自動車、オートバイでの通学禁止について

本学では、自動車やオートバイでの通学は認めていません。違反の場合は処罰の対象となります。

#### (3) 自転車通学について

##### ①条件

本学と現住所の通学距離が1km以上で交通の便が悪いと認められる場合は、自転車通学を許可します。(本学最寄り駅からの自転車通学は認めていません。)自転車通学を希望する学生は「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、学生課へ提出し、許可を受けてください。なお、自転車通学者は自転車保険に加入が必要です。(大阪府自転車条例により加入が義務づけられています)。

### ②駐輪場

必ず「許可証（自転車ラベル 200 円）」を自転車の後方に貼り、駐輪時に見えるようにしてください。構内（校門出入り口）では必ず下車し、押して駐輪場まで移動すること。駐輪場スペースには限りがあるので、指定された駐輪場に停め、必ず施錠してください。駐輪場内での盗難や事故、車両への損傷については大学側は一切責任を負いません。

駐輪場については、別途指定します。

### ③走行マナー

自転車による事故が急増しています。信号無視、スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転、傘差し運転、イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転、スピードの出し過ぎ、危険な運転など、道路交通法違反となる行為はしてはいけません。また、近隣施設や店舗等への無断駐輪は行ってはいけません。交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。

これらの交通ルールやマナーが悪い場合、自転車通学の許可を取り消す場合がありますので、十分注意してください。

### (4) 学内での迷惑行為について

- ①授業・研究・業務の支障となる行為をしてはいけません。
- ②大学の建物・物品を大切に使用してください。
- ③授業中は、携帯電話・スマートフォンの電源を必ず切ってください。

### (5) 学内美化について

可燃・不燃ゴミ、空き缶、空き瓶、ペットボトル等、分別を心がけてください。

### 6) キャンパス・ハラスメント

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動を行うことができるよう、「大阪信愛学院大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも相談に来てください。

#### (1) キャンパス・ハラスメントとは

大学の内外を問わず、大学の構成員（学生・教職員等）によって起こるすべてのハラスメント行為を指します。差別的言動、侮辱行為などにより、相手に精神的苦痛を与え、個人の尊厳を侵害するすべての行為をいいます。

キャンパス・ハラスメントには、次のようなものがあります。

##### ①アカデミック・ハラスメント

教員等の優越的地位にある者が、その優位な立場や権限を利用し、指導を受ける者に対して、優位な立場や権限を利用して、教育上不適切な言動や、逸脱した指導及び待遇をすることを指します。

〔事例〕ゼミの指導教員が、所属学生に対し、単位や卒業をちらつかせながらその学生の望まないことを強要した。

##### ②パワー・ハラスメント

教職員や上級生、職務関係上で優越的地位にある者が、その優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような言動をすることを指します。

〔事例〕教員が授業中、他の学生の前で特定の学生に対して厳しい叱責を繰り返したり大声で怒鳴ったりした。

##### ③セクシャル・ハラスメント

必要のない場面で性的な意味合いを持つ言葉を発したり、相手が望まない言葉や性的な誘いや要求をしたりする行為を指します。

〔事例〕一対一で、または集団のなかで卑猥な冗談を言ったり、性的なからかいをしたりした。

##### ④その他のハラスメント

キャンパス・ハラスメントとして上の3種類がよく挙げられますが、それ以外にも、アルコール・ハラスメント（飲酒に関連する嫌がらせや迷惑行為）、ジェンダー・ハラスメント（性別に対する偏見に基づく言動により相手を不快にさせる行為）、モラル・ハラスメント（倫理や道徳に反した精神面に対する嫌がらせ行為）、セカンド・ハラスメント（ハラスメント被害を第三者に相談したものの、適切な対応がなされず、新たな精神的苦痛を受けること）などがあります。

## V 学生生活

### (2) キャンパス・ハラスメントを受けたら

ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも学生課に相談しにきてください。ハラスメントを受けた時には、「いつ、誰から、どのような場面で、」などを詳しくメモに残しておくことをお勧めします。相談する時にとっても有効です。また、友人など周りの人がハラスメントを受けているところを目撃した際には、見て見ぬ振りをせず、力になってあげるようにしましょう。ただし、当事者の意思を尊重したサポートを心掛け、決して無理強いすることのないようにしてください。

キャンパス・ハラスメント等に関する相談、女性に対する犯罪被害相談も学生課が窓口となります。

### 7) 注意事項（喫煙・飲酒・薬物・ネチケット・クーリングオフ等）

#### (1) 喫煙

喫煙は法的意味においてのみでなく、成年に達した学生であっても、その健康上におよぼす影響、また火災等を考慮して本学内ではこれを禁止します（電子たばこも同様）

#### (2) 飲酒運転・未成年飲酒等に関する注意

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。また、本学内での飲酒は禁止しています。たとえ成人であってもイッキ飲みや飲酒の強要は重大な事故につながりかねません。また、自動車やバイク、自転車などの飲酒運転は絶対に行ってはいけません。

#### (3) 違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものであり、絶対に手を出してはいけません。

特に、ファッション性のあるMDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。

「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分に気をつけて関わらないようにすること。

#### (4) SNS 上での書き込み、情報発信について

SNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）による情報発信は時に他者を傷つけ、社会的に大きな問題として取り上げられています。あらゆる情報は、すでに制限ができないほどあふれています。その中に巻き込まれて被害にあうことも少なくありません。軽い気持ちで行ったことが他人のプライバシーを侵害し、法的に訴えられ、本人はもとより家族や大学に迷惑をかけることにつながる場合もあります。

また、SNS への書き込み公開は、自分とは無関係の第三者が閲覧することは言うまでもなく、安易な書き込みは社会に対し誤解を招き、場合によってはトラブルへ発展します。SNS などのインターネット上には氏名、住所、電話番号、大学名などの個人情報、誹謗中傷、公序良俗に反することなどを安易に書き込まないように気を付けてください。学生の皆さんは、改めて社会の一員として節度と品位を守り、自覚を持った行動を心掛けましょう。各自が責任をもって利用することでリスクを回避しましょう。

#### (5) 悪徳商法に関する注意

①マルチ商法・ねずみ講につながる誘い、キャッチセールス、就活生をターゲットにした自己啓発セミナーへの勧誘などには、品物を売って、ローンの契約書を作らせるものや、高額な参加費用を払わせるものなどがあります。

被害にあったと思ったら、ためらわずにできるだけ早く、家族・教職員・消費者相談センターに相談してください。もし、誤って契約した場合は、「クーリングオフ」制度があることを知っておいてください。

### ②クーリングオフ

法律・業界等の自主ルールで消費者が一方的に契約をやめられる制度です。その適用や期間は条件によって違うので、なるべく早めに次の相談先で確認してください。

### ③相談先

大阪市消費者センター 06 - 6614 - 0999

大阪府消費生活センター 06 - 6616 - 0888

## (6) 旅行に関する注意

家族に行き先、日程、同行者を必ず伝えましょう。

海外旅行をする場合は、出発の一週間前までに学生課に「国外旅行届」を必ず提出してください。この届は、事故やテロ災害、旅行先での感染症にあった場合、緊急安全確保と安否を確認するために必要です。もし、事故等にあった時には、ただちに家族、学生課に連絡してください。

## 8) 地震等災害にあった場合

### (1) 地震が発生した場合

- ①強い揺れを感じた場合は、カバン等で頭部の保護をするとともに、できるだけガラス窓や吊り下げ機器（プロジェクター等）から離れた場所に移動し、机の下に入る等して安全を確保してください。
- ②教職員がいる場合は、教職員の指示に従ってください。
- ③教職員がいない場合は、揺れがおさまるのを待ったのち、ドアを開けて、出口を確保してください。その際、実験中など火気を使っている時は、身の安全を確保した上で、消火してください。
- ④速やかに避難場所に移動してください。その際に、エレベーターは絶対に使用しないでください。

### (2) 火災が発生した場合

- ①近くに教職員がいる場合、教職員の指示に従ってください。
- ②近くに教職員がいない場合、教職員や守衛室、周囲に火災を知らせてください。
- ③消火器や屋内消火栓を使用し、初期消火を行ってください。
- ④手に負えない場合は、速やかに避難場所に移動してください。その際に、煙を吸わないように濡らしたタオルやハンカチで口を覆ってください。また、エレベーターは絶対に使用しないこと。



### (3) 災害用伝言ダイヤル

災害時に自分の無事や避難先などを知らせる伝言を録音できるシステムで、家族や知人が再生して伝言を聞くことができます。「171」にダイヤルし音声ガイダンスに従って伝言の録音または再生をしてください。震災時には携帯電話では通話ができない可能性が大きいです。NTTの公衆電話は一般電話より優先的に中継回線を確保する「災害時優先電話」の一つとなっていますので、公衆電話も活用しましょう。

#### 災害用伝言ダイヤルの使用方法

##### ①伝言を録音する場合

- ア 「171」に電話をかける
- イ 「1」を押す（暗証番号あり「3」を押す）
- ウ 被災地の方の「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す
- エ 「1」を押す（ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ）
- オ 伝言を録音する
- カ 「9」を押す（ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ）

##### ②伝言を再生する場合（暗証番号なし）

- ア 「171」に電話をかける
- イ 「2」を押す（暗証番号あり「4」を押す）
- ウ 被災地の方の「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す
- エ 「1」を押す（ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ）
- オ 伝言を聞く（次のメッセージを聞く場合には「3」を押す）

### 9) 個人情報の保護

本学では、個人の人格尊重の理念の下、個人情報の保護の重要性を認識し、本学が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を「学校法人大阪信愛女学院における在校生等に関する個人情報について」により定めています。このことによって、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益及びプライバシーの保護のために本学が行う個人情報の収集、管理及び利用についての責務を明らかにしているものは以下の通りです。

#### ※ 学生個人情報とは

本学において教育を受け、または受けようとした者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、学籍番号、生年月日、顔写真その他の記述により特定の個人を識別できるものをいいます。

### (1) 個人情報の安全管理について

本学は、個人情報が不正に利用される・紛失・滅失、改ざんおよび漏洩することのないよう厳重に管理しています。同時に、個人情報を扱う教員、職員、その他本学の業務に従事する者への管理教育・研修を実施しています。

### (2) 第三者への提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはしません。ただし、法律の定める例外の場合は、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

### (3) 外部委託について

本学からの各種送付物や、データの入力等に関して、業務の全部又は一部を外部委託する場合は、当該個人情報の漏洩、流出、不正利用等がないよう、委託先に対し誓約書を提出してもらう等の対応を行い、必要かつ適切な管理を義務づけています。

### (4) 個人情報の開示・訂正について

学生、保証人の皆様は、所属の各学部など個人情報管理箇所において、個人情報の開示、訂正を請求することができます。

### (5) インターネットでのマナーとルール

- ①スパム（迷惑）メールが届いたときには、返事をしたり転送してはいけません。
- ②出会い系サイト、海賊版ソフトの通信販売、やせる薬などは迷惑メールなので、注意が必要です。ファイル共有ソフトのダウンロードにも注意しましょう。
- ③著作権者の許諾を得ていない音楽ファイル・ソフトウェア・映像ファイルなどは、アップロードすることもダウンロードすることも違法行為になります。

### 10) 遺失物（忘れもの・落とし物）・盗難

#### (1) 遺失物等の取り扱い

学内での遺失物は、学生課に届きます。持ち主が特定可能な場合には、**Campus Plan**でお知らせします。

引き取られなかった遺失物のうち貴重品は警察に引き渡し、それ以外は3か月をめどに処分します。

#### (2) 遺失物を拾得した場合

学内で遺失物を拾得した時は、学生課に届けてください。

#### (3) 紛失・盗難

学内では多くの人が共同生活をしているので、私物は自分の責任で管理してください。

万一、大学内で盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出てください。

①学生個人用ロッカーが貸与されますが、鍵をかけ貴重品は入れないようにしましょう。

②盗難予防のため、教室等に私物を放置しないでください。

③貴重品等を紛失した時は、速やかに学生課へ確認ください。万一、大学内で盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出てください。

### 11) アルバイト

アルバイトについては、学業や学生生活に支障のない範囲で行うことはもちろん、健康や安全を十分に考えて、無理なく最小限にとどめてください。アルバイト先を探す場合は、求人広告やフリーペーパーなどのアルバイト情報の労働条件を細部まで確認してください。また、学生のアルバイトとして不当なもの（危険作業関係、人体有害作業関係、深夜作業、風俗営業関係、悪質商法関係等）には従事しないようにしてください。なお、本学では原則としてアルバイトの奨励・斡旋は行っていません。

### 3. 健康管理

有意義な大学生生活を送るためには、心身の健康を保つことが基本です。不規則な生活習慣、アルコールや喫煙等は将来に大きく影響します。規則正しい生活を送り、日頃から健康状態に十分気をつけましょう。

#### 1) 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づいて実施しています。定期健康診断の目的は、病気の早期発見と健康の保持・増進です。また、結核の集団感染を防ぐためでもありますので、毎年必ず受診してください。健康診断の結果は、お渡しします。

#### 2) 大阪信愛学院保健センター・Lルーム

##### (1) 大阪信愛学院保健センター

- ①学生並びに教職員の健康の保持・増進の為に活動を担っています。
- ②本館1階に大阪信愛学院保健センターを設置しています。
- ③1号館では本館1階の大阪信愛学院保健センター、2号館では1階保健室を利用します。ただし、緊急な場合はその限りではありません。
- ④障がいについての相談や支援を必要とする場合は、本学院Lルームと連携して対応しています。
- ⑤外傷や体調不良等の応急処置、並びに専門医への手配を行います。  
ただし、一般用医薬品の内服薬は取り扱っていません
- ⑥利用時間は8:15～17:00です。

##### (2) Lルーム

- ①スクールカウンセラーが対応し、普段の学校生活や私生活での不安等を相談できます。
- ②学生のほか、保護者の方の相談も受け付けています。
- ③利用時間は、毎週水曜日の9:40～17:20となります。利用される際には、事前に大阪信愛学院保健センターにて予約が必要となります。
- ④学生生活の中で生じた不安や悩み、学生自身で解決できない諸問題について、学生課が初期相談窓口となります。また、学生課は相談内容により、Lルームとの連携を行います。

#### 3) AED（自動体外式除細動装置）

##### (1) AED

突然心臓停止した時、電気ショックを加えて心臓を元の正常な状態に戻す処置に使う装置です。

AEDは、医療従事者でなくでも誰でも使用できます。装置の音声指示に従って操作を行えば、電気ショックが必要か判断してくれます。

### (2) AED 設置場所

西門守衛室、保育園、大学2号館1階事務室

### 4) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症は、第一種「指定感染症」に指定されています（2022年4月現在）。新型コロナウイルス感染症または、濃厚接触者と診断された場合は、「新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」を確認し、学生課に連絡をしてください。

感染予防のためのガイドラインや感染した場合の対応等、大学からの最新情報の連絡については、随時大学ホームページ、**Campus Plan**で行われます。毎日確認する習慣をつけてください。

#### 4. 学内施設

##### 1) 図書館

##### (1) 図書館の利用

本学図書館を利用することの出来る者は次のとおりです。

- ①教職員
- ②学生
- ③図書館長が認めた者

##### (2) 開館時間

月～金曜日 8：30～20：00

土曜日 8：30～17：00

##### (3) 定期休館日

定期休館日は次の通り

- ①学院休日(但し、休暇中は別にその都度定めます)
- ②館内整理日(その都度事前に掲示します)
- ③第2土曜日

##### (4) 館内閲覧

- ①閲覧室に配架された図書(開架式)は自由に閲覧することができます。
- ②「禁帯出」の図書は館内で閲覧できます。

##### (5) 館外帯出

- ①各自の学生証を本に添えて、2階カウンターの係を経て借用します。
- ②貸出数と期間

期 間		貸出数	
		教育 (合計)	看 護 (合計)
図 書	CD・カセット・雑誌		
14日	7日	20	10

※閲覧や貸出の利用条件は下記ホームページを確認してください。

<https://www.osaka-shinai.ac.jp/library/eturan.htm>

### 2) PC 教室・メディアスペース・ML 教室の利用

#### (1) 利用目的

- ①講義、演習、講習会等の受講
- ②演習課題、課題レポート作成など本学の教育課程にもとづく教育目的の利用
- ③自主的な学習
- ④その他、本学が利用を認めたもの

#### (2) 利用対象者

- ①教職員
- ②学生
- ③科目等履修生および特別聴講生
- ④本学が利用許可した者

#### (3) 利用可能場所

- ①大学1号館：PC教室、ML教室（3階）
- ②大学2号館：メディアスペース、PC教室（1階）

#### (4) 開室日

休業予定は学舎閉鎖期間と同じとします。

#### (5) 利用時間

##### ①本館

月曜日～金曜日	8:45～18:30
土曜日	8:45～14:00

##### ②1号館

月曜日～金曜日	8:45～18:30
土曜日	8:45～14:00

##### ③2号館

月曜日～金曜日	8:45～20:00
土曜日	8:45～14:00

#### (6) 利用規則

- ①飲食物の持ち込みを禁止します。
- ②火災等での非難時は除き、利用時間内にドアや非常口の施錠／解錠は行いません。

#### (7) WiFi 設備

- ①使用可能場所については、キャンパスマップをご参照ください。
- ②パスワード等は、「情報リテラシー I」の初回講義時に通知します。

#### (8) PC の貸し出し

- ①大学2号館：事務室にて貸出可能です。（10台）  
原則として当日限りの貸出となります。

## V 学生生活

②図書館：カウンターにて貸出可能です。(24台)

貸出日数については、要相談となります。

### (9) 図書の閲覧

2号館のメディアスペースでは、図書の閲覧が可能です。ただし、貸出は、行っておりません。

### 3) ラーニングコモンズ

学生一人ひとりの主体的な学びを支援する場として、学生・教職員が自由に行き来でき、自由で活発に学び深められる空間です。学生同士の交流やグループディスカッション、グループ学習等で使用可能です。

#### (1) 利用場所

- ①大学本館 2階
- ②大学1号館 1階
- ③大学2号館 4階

#### (2) 利用時間

- ①大学本館：月曜日～土曜日 8:00～20:00
- ②大学1号館：月曜日～土曜日 8:00～20:00
- ③大学2号館：月曜日～土曜日 8:00～20:00

### 4) 学生ラウンジ

授業の合間に、勉強したり休憩や食事をとることができるラウンジスペースです。

#### (1) 利用場所

- ①大学本館 1階
- ②大学1号館 3階
- ③大学2号館 2階

#### (2) 利用時間

- ①大学本館：月曜日～土曜日 8:00～20:00
- ②大学1号館：月曜日～土曜日 8:00～20:00
- ③大学2号館：月曜日～土曜日 8:00～20:00

### 5) キャリア支援センター

キャリア支援センターは、大学の組織として、学修支援・資格取得支援・就職支援の3本柱で、学生生活全般を支援します。各期の成績をもとに学びなおしセミナーや課外活動や奨学金についてなど、学生生活のさまざまな相談やサポートを行っていますので、お気軽にご利用ください。



## V 学生生活

### (1) 利用場所

大学1号館1階

### (2) 利用時間

月曜日～金曜日 8:45～17:00

### 6) しんあい教育研究ケアセンター

地域における教育や健康についてのさまざまなニーズに対し、本学の「知」を活かして貢献していくことを目的とする施設です。「教育」「研究」「ケア（相談）」「地域連携」「国際交流」の5つの役割を担う拠点として、地域の人々と交流を深めながら、各種事業や活動に取り組みます。学生は、看護学部の実習施設として活用したり、ボランティアとして活動に参加することができます。

### 7) 各施設利用（食堂・購買部等）

#### (1) 食堂

①食堂は、講堂1階（学院中央）にあります。

②利用時間は、11:00～13:30です。

③パン類の販売は食堂横で9:00～13:30です。

#### (2) 購買部

①購買部は本館1階にあり、主に文房具類を販売しています。

②利用時間は月曜日から金曜日の8:00～16:00です。

#### (3) 他の使用可能施設

本学には、授業や課外活動以外でも、個人またはグループにて次の施設を使用することができます。施設使用願を提出し、許可を得れば使用可能となります。使用可能時間については、授業や課外活動との兼ね合いとなるため、事前に窓口にて確認してください。

使用施設	申請窓口
講義室	教務課
ゼミ室	許可は不要です。自由に使用可能です。
ピアノセル	
西グラウンド	学院事務局
学院ホール	
体育館	
屋内プール	
テニスコート	